

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

平成 31 年4月 24 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

國民年金關係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 1800105 号
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（国）第 1900002 号

第1 結論

昭和 48 年＊月から昭和 51 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 28 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 48 年＊月から昭和 51 年 3 月まで

私が 20 歳になった頃、母が私の国民年金の加入手続を A 市役所で行い、請求期間の私の国民年金保険料は、当時、同居していた兄と住み込みで働いていた従兄弟の分と一緒に、母が、家業の収入関係で実家に集金に来る郵便局長に渡して納めてくれていたと思う。

また、私は、請求期間の途中の昭和 50 年 6 月には婚姻し、B 市に転居したが、私の転居後も、私の国民年金保険料は、母が実家（A 市）において、私の婚姻前の名義（C）で、引き続き納めてくれていたと思う。

しかし、国の記録では、請求期間の国民年金保険料が未加入による未納となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、母親が請求者の国民年金の加入手続を行い、婚姻後の期間も含む請求期間全ての国民年金保険料を実家に集金に来る郵便局長に渡して納付してくれていたと思うと主張しているが、請求者は、国民年金の加入手続及び当該期間の保険料の納付について直接関与しておらず、それらを行ってくれたとする母親及び前述の郵便局長は、既に亡くなっていることから、証言を得ることができないことから、請求者の国民年金の加入手続及び保険料の納付状況が不明である。

また、請求者から提出された年金手帳によると、「国民年金の記録（1）」の「被保険者となった日」欄には、「昭和 51 年 4 月 8 日」と記載されており、当該日付はオンライン記録とも一致し、同日前に国民年金の被保険者資格を取得した記録は確認できることから、請求期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、請求者は、請求期間の国民年金保険料について、母が、当時、同居していた兄と住

み込みで働いていた従兄弟の分と一緒に納めてくれていたと思うと主張しているところ、そのうち、連絡がついた兄は、「私は35歳の時に初めて国民年金に加入した。請求期間はまだ学生だったが、その当時、母に国民年金を納めてもらっていた記憶はない。」と陳述している上、オンライン記録によると、その兄は、請求期間当時は国民年金に未加入であったことが確認できる。

加えて、A市に対し、請求期間当時の国民年金加入者に係る資料について照会を行ったところ、同市は、当時の記録を確認できる資料は保管していない旨回答している。

また、請求者の主張のとおり、請求期間の国民年金保険料を納付するには、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、社会保険オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果、請求者に別の手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらない。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）がなく、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。